

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆訓令 鳥取県公文規程の一部改正
- ◆告示 牛その他の物品の移入禁止区域の指定の解除
土地改良区の定款変更の認可
- ◆教委告示 定例教育委員会の招集

訓令

何等 賞状

氏名(殿)

① ……において頭書の成績をおさめられましたよつてこれを賞します

昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏 名

鳥取県訓令第十二号

鳥取県公文規程（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表第十一の一 賞状・表彰状・感謝状を次のように改める。

○文 体

「あります」体を用いる。

○受賞者及び発信者の配字は、達の例による。

○本文のはじめに、「右は」「あなたは」「貴下は」等の主語は用いない。

本庁内部部局
甲類附属機関
地方機関
陸運事務局

表彰状
氏名(殿)
.....にあたり.....されました.....は.....であります(他の模範であると認めます) よつて.....(を贈り)表彰します
昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏 名

感謝状
氏名(殿)
.....にあたり.....されました.....は.....でありますよつて(.....を贈り)感謝の意を表します
昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏 名

附則
この訓令は、昭和三十四年十二月一日から施行する。

○受賞者によつて言いまわしをくふうする。
(イ) 句とう点は用いない。
(ロ) 文のくぎりがあつても、行を改めず、一字あけて書く。
Ⅱ 受賞者が個人の場合は、「殿」「君」等の敬称を付ける。

告示

鳥取県告示第六百二十八号

牛の流行性感冒予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号)第一条の規定により、昭和三十四年十一月二十七日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として静岡県及び岐阜県を指定する。

昭和三十四年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十九号

昭和三十四年十月鳥取県告示第五百三十二号により指定した牛その他の物品の移入禁止区域のうち、山口県は、昭和三十四年十一月二十七日限り解除する。

昭和三十四年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、三朝町西尾土地改良区の定款変更は、昭和三十四年十一月二十日認可した。

昭和三十四年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年十一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

井 上 健 治

- 一 日 時 昭和三十四年十二月四日午前十一時
- 二 場 所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議 題 昭和三十五年度予算について